

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

叔母から後見人に指名されましたが、知らないことばかりで不安です…

50代女性。叔母のことをご相談です。

叔母は80歳になります。5年前に夫を亡くし、子供はいません。2人きりの姉妹で、姉だった私の母親は昨年亡くなってしまいました。

それから叔母も、今後のことを考えるようになったのでしよう。先日私をわざわざよんで言うには、任意後見契約というのがあって、私に後見人になってもらえないだろうか。

叔母は学歴もあり、頭のいい人で、資産も家屋敷や預貯金などそれなりにあります。ほけるとも思えないのですが、人間いづつどうなるか分からないので、

今まだしっかりしているうちに、自分の信頼できる人を選んでおけば、いざというとき安心だからと。一緒に公証役場に行つて手続きをし、あらかじめその旨の登記をしておくのでちよつと面倒だけど、もちろん費用は叔母が持つし、月々いくらかは支払うのでということでした。

たしかに本当にほけてしまうと、身内が成年後見の申立てをしてその人が代理人になるとい

うことはよく聞きます。私が思うに叔母は、もしいざそうなつた時に私の兄が後見人になつたら困るので、あらかじめ私になつてもらおうとしているのではないかと。兄は放蕩者で、叔母はまるつきり信用していません。叔母には子供の頃からよくしてあげたいとは思いますが、なにせ知らないことばかりなので、不安です。

後見人に指名されるのは信頼されている証拠。大変だと思いますが、叔母様の願いを実現させてください。

不安なのはごもつともだと思えます。なにせまだ任意後見制度も発足して10年余り、それなりに利用者が増えてきているとはいえ、まだまだですから。

成年後見（未成年者後見に対するもの）には裁判所が後見人を選ぶ法定後見と、自分で選ぶ任意後見の2種があります。前者は最近よく知られるようになりました。でも叔母様がおっしゃる通り、頭のまだしっかりしているうちに、自分が信頼できる人をおかじめ後見人を選んでおくのは見識のあることだと思います。

ただ、後見契約が発効するのはすぐではなく、その後例えば叔母様に認知症が出てきた時に、家庭裁判所に後見監督人の選任を申し立て、家裁が後見監督人を選任した時なのです。ですから今もし報酬額を決めておいても請求できるのはその時からだし、逆にその時までであれば、合意による契約解除も一方的な解除も可能です。

後見監督人は、家裁が公的見地から選任するので、弁護士や

司法書士など第三者から選ばれることになると思います。もちろん報酬額も決まります。

大事なことは、家裁に後見監督人の選任を申し立てる際にも原則本人の同意が要るので、本人が完全にほけてしまえば、それも出来なくなってしまうという事です。そうなればあとは法定後見によらざるをえなくなります。ただその場合でもご相談者が家裁に法定後見を申し立てて、自らを後見人に認めてもらえばよいと思います。

もちろん成年後見人は相続とはまったく別の話なので、も

し叔母様が遺言を書かなければ、遺産はお兄様と相談者の折半になります。将来をきちんと考えておられる叔母様のこと、きっとそれもお考えのことだと思えますが、姪甥には遺留分がないので、そのように遺言するのは簡単なことです。自筆証書遺言でも公正証書遺言でも効果は同じです。

いろいろな大変なことだと思いますが、私は最近、人間頼られていづつが花と思うようになりしました。叔母様の老後が満ち足りたものになりますよう祈っています。

